令和６年４月

給与支払者向けの定額減税説明会

令和６年分所得税　**定額減税**

令和６年６月以後最初に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から定額減税を行うことになります。

定額減税特設サイト

URL：https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm

開催場所　**東淀川納税協会３階**　　定員　**各60名**

納税協会には、駐車スペースがありませんので、公共の交通機関等をご利用ください。

開　催　日　時		
３月26日(火)	10時～11時	15時～16時
４月　９日(火)	10時～11時	15時～16時
４月23日(火)	10時～11時	15時～16時
５月　７日(火)	10時～11時	15時～16時
５月14日(火)	10時～11時	15時～16時

説明会は事前申込制で開催しています。

参加をご希望の場合は、国税庁ＬＩＮＥ公式アカウントから事前申込をお願いいたします。

国税庁 LINE 公式アカウントはこちら

○ **所得税の定額減税に関するご相談・お問合せ窓口**

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター　0570-02-4562

（定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。）

※　個別具体的な事実関係に応じたご相談など、個別相談をご希望の方は、東淀川税務署 法人１部門 06-6303-0280 又は 06-6303-0295 に電話していただき面接予約をお願いします。

○ **個人住民税に係る源泉徴収義務者からのお問合せ窓口**

船場法人市税事務所　個人市民税（特別徴収グループ）　06-4705-2932

東淀川税務署・公益社団法人東淀川納税協会